

Q



今回の改正で中小企業の事業承継が行いやすくなったと聞きましたが、従来の事業承継税制と比べて何が違うのでしょうか？

A



- ①新たに特例措置が創設され、事業承継が行いやすくなりました。
- ②①の特例措置においては、従来と比べ対象株式数の上限が撤廃されるなど対象範囲は大幅に広がりました。

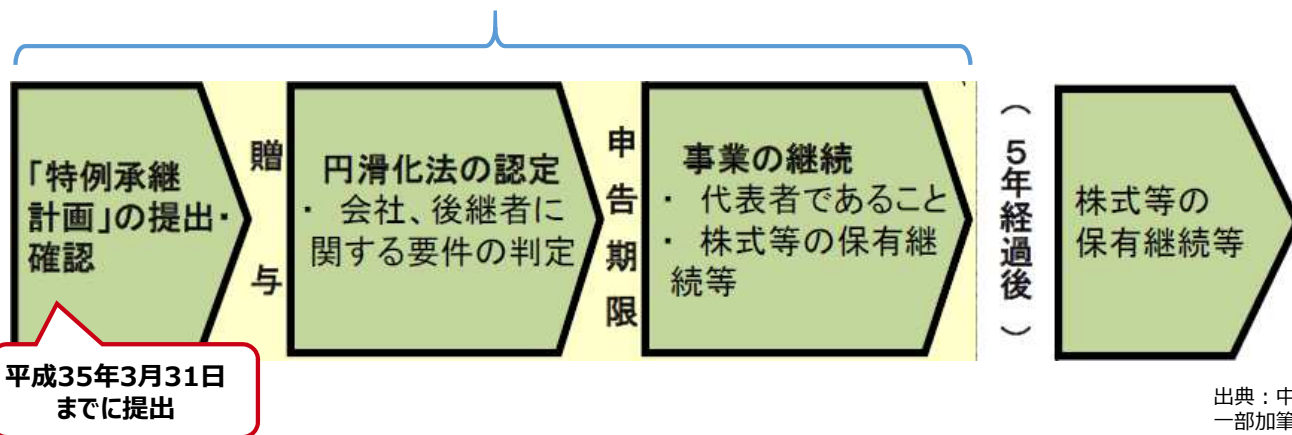
●改正概要●

①事業承継税制の特例措置の創設

減税

特例承継計画の確認を受け、円滑化法の認定を受けた場合に特例措置を受けることができます。

円滑化法に基づいた**都道府県知事**の確認・認定



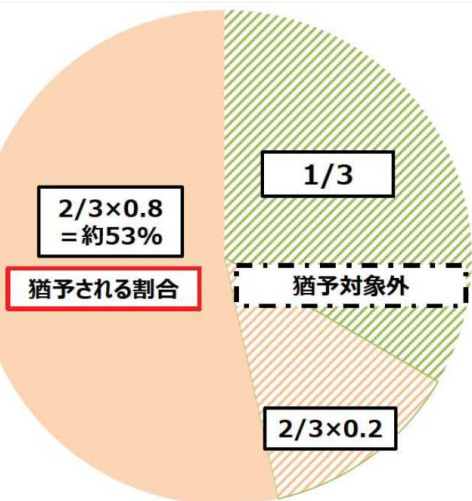
出典：中小企業庁
一部加筆修正

②納税猶予の対象範囲の拡充

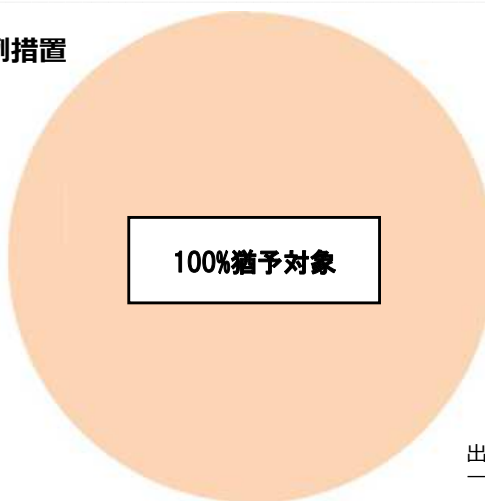
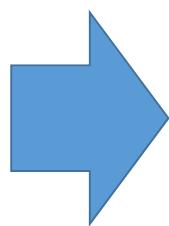
減税

・特例措置の場合には猶予される株式数や割合が拡大され、承継時の税負担が軽減されることとなります。

現行制度



特例措置



出典：経済産業省
一部加筆修正

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの相続・贈与について適用開始

POINT



10年限りの時限措置となるため、事業承継に関しても10年以内に実施しておくことが必要となります。

Q



新事業承継税制で納税猶予者の対象及び相続時精算課税の対象についてどのように変わったのか教えてください。

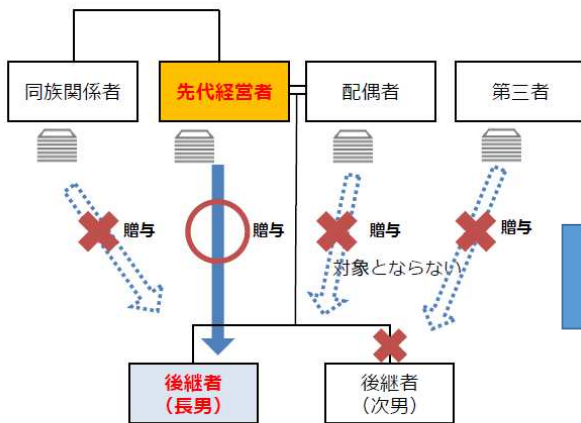
A



- ①納税猶予の対象となる株式の贈与者及び受贈者の範囲が拡大され、複数人で適用できるようになりました。
- ②相続時精算課税については、贈与者の子や孫以外でも適用が可能となりました。
(事業承継税制の適用が条件)

●改正概要●

①納税猶予者の対象範囲(株式の贈与者及び受贈者)の拡大 **減税**

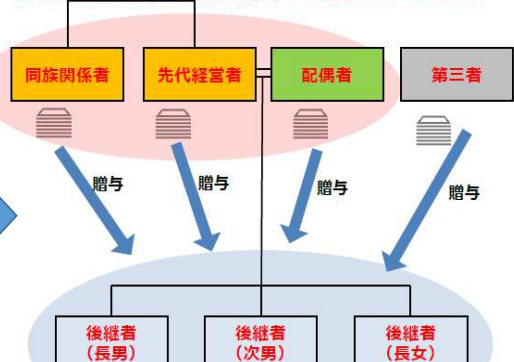


1人の先代経営者から1人の後継者への贈与のみが対象

出典：経済産業省
一部加筆修正

改正後

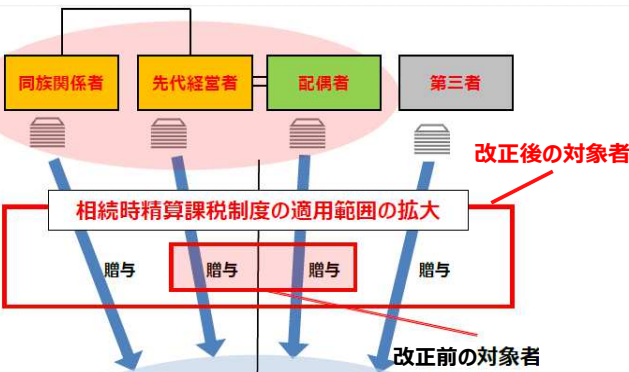
贈与者は先代経営者に限定せず、複数でも可能とする



複数の後継者(最大三人)を対象とする

※代表権を有しているものに限る
※複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。

②相続時精算課税制度の適用対象範囲の拡大 **減税**



改正前

60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫への贈与が相続時精算課税制度の対象

改正後

現行制度に加えて、事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象とする。
(贈与者の子や孫でない場合でも適用可能。)

出典：経済産業省
一部加筆修正

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの相続・贈与について適用開始

POINT



①納税猶予者の対象範囲の拡大のうち、複数の株主からの贈与を可能とする改正は、新事業承継税制の適用に関わらず**従来の**事業承継税制においても適用が可能です。

Q



事業承継税制の特例措置における①雇用確保要件の見直しと②経営環境変化に応じた納税猶予税額の減免について教えてください。

A



①雇用確保要件の見直し

5年間の雇用確保要件が見直され、要件が緩和されました。

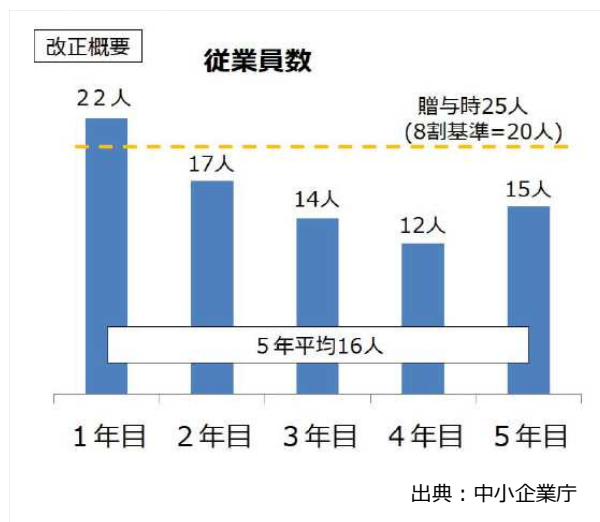
②経営環境の変化を示す一定の場合における納税猶予税額の減免

納税猶予が打ち切られた際の納税について、一定の場合には猶予税額の一部が免除されることとなりました。

●改正概要●

①雇用確保要件の緩和

減税



<現行制度>

5年間の雇用者数の平均が贈与等の時の8割に未達の場合、猶予された税額を全額納付

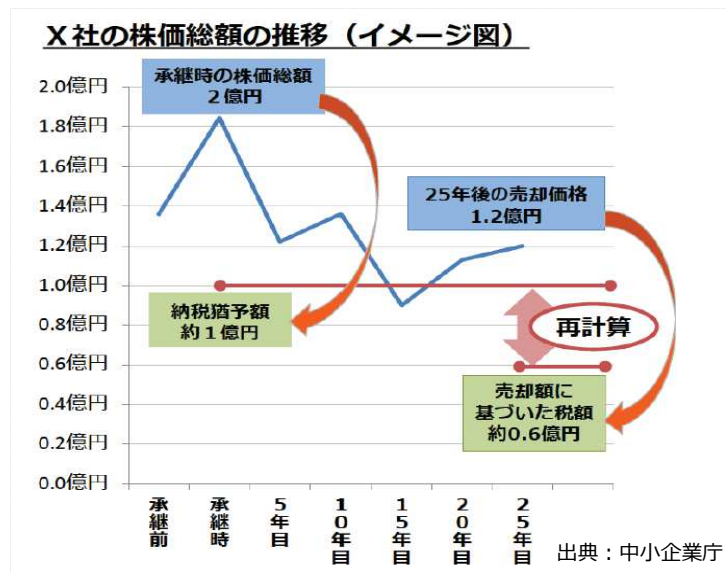
<特例措置>

5年間の雇用者数の平均が贈与等の時の8割に未達であっても、**猶予は継続**

※未達の場合には都道府県知事への報告が必要。経営悪化が原因である場合等には認定支援機関による指導助言の必要あり。

②経営環境の変化を示す一定の場合における納税猶予税額の減免

減税



<現行制度>

譲渡・合併・株式交換等・解散が起きた場合、納税猶予は打ち切れ、猶予税額の納税が必要となる。

<特例措置>

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合、猶予税額は再計算され、承継時の猶予税額との差額が**免除**される。

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの相続・贈与について適用開始

POINT



- ①雇用確保要件については、今回の改正において実質的に撤廃されることとなりました。
- ②納税猶予額の減免については、相続時精算課税を利用している場合には適用できないので注意が必要です。